

●賃貸住宅の入居等に関するお悩みのある方へ●



無料相談

## 京田辺市民の住み替え相談会

日 時

令和8年1月30日（金）13時30分～16時15分

会 場

京田辺市役所 3階 301会議室・302会議室

対 象 者

- 住宅確保要配慮者（京田辺市民に限る。）及びそのご家族
- 住宅確保要配慮者の受入に関する賃貸住宅の大家等

### 住宅確保要配慮者とは

- ・低額所得者
- ・被災者
- ・高齢者
- ・障がい者
- ・18歳以下の子どもを扶養している方
- ・その他「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定める「住宅確保要配慮者」の方

定 員

先着6組（事前申込制）

相 談 員

相談内容により行政、福祉、不動産関係者が対応

※事前申込が必要です。申込方法等は、裏面をご確認ください。

～他の相談会の事例より～

A：（借金返済/ 相続問題 / 親族との争い /など）のため、自宅を売却する必要がある。賃貸住宅（家賃約〇万円）に引っ越ししたいが高齢者でも入居可の物件が 無くて困っている。

B：（夫が他界 / 収入が減った / 家賃が高い / 2階への階段移動が困難 / 家が広く管理が大変/など）のため、他の賃貸住宅（家賃約〇万円）への引越しを検討しているが、障がい者でも入居可の物件が 無くて困っている。

C：（契約書/ 老朽化 /など）を理由に、大家から退去を求められている。できれば今の住宅に住み続けたいが、住み続けられない場合は、できるだけ近くの賃貸住宅へ引っ越ししたい。

天候等の事情により、相談会の開催を中止もしくは延期する場合がありますので、ご了承ください。

«主催・申込先» 京田辺市 建設部 開発指導課 TEL : 0774-64-1341